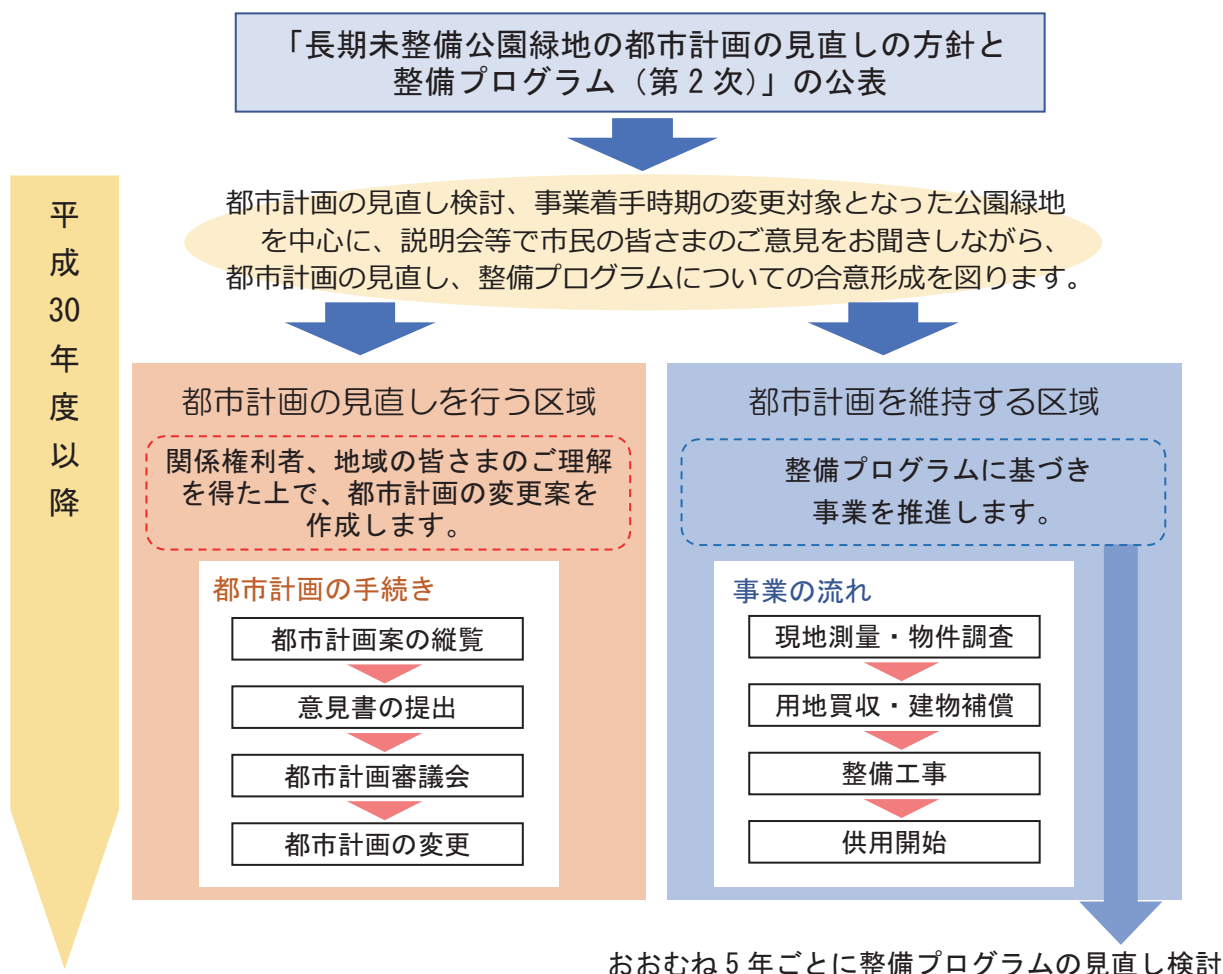


6. 検討経緯

- 市民アンケートの実施（平成27年7月）
市民モニターを対象に、アンケート「名古屋の緑と公園について」を行いました。
- 名古屋市緑の審議会における審議（平成27年6月～平成28年12月）
有識者や市民団体の代表らで構成する名古屋市緑の審議会と専門部会「公園緑地のあり方検討部会」において審議され、「新たな時代に対応した公園緑地のあり方—長期未整備公園緑地を中心として—」の答申を受けました。
- 都市計画公園緑地に関する意向調査（平成29年4月～5月）
長期未整備公園緑地内の事業に着手していない区域の土地所有者を対象に、土地の利用状況や都市計画公園事業に関する意向調査を行いました。
- パブリックコメントの実施（平成29年12月～平成30年1月）
「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）（案）」についてのパブリックコメントを行い、市民の皆さまからご意見をお聞きました。

7. 今後のスケジュール



についての Q & A

Q 削除検討となっている区域は、すぐに都市計画が変更されるのか。

A 「都市計画の見直しの方針」は、これにより直ちに現在の都市計画を変更するものではなく、都市計画の見直しの考え方を提示させていただいたものです。

今後、個別の公園緑地ごとに説明会等を行い、ご理解を得た上で都市計画の変更案を作成して、都市計画変更の手続きを行ってまいりたいと考えています。

Q 事業着手後は、すぐに移転しなければならないのか。

A 整備プログラムは、事業に着手する時期をお示しすることにより、関係権利者の皆さまの不安を軽減し、計画的な土地の利用に役立てていただくなど、将来の生活設計の参考にさせていただくことを目的としています。

また、事業着手後においては、関係権利者の皆さまの生活再建を最優先に考え、事業着手から10年を目途に生活に負担の少ない時期を見計らってご協力をお願いしています。事業着手後は個別のご相談を承ることで移転に対するご不安の軽減に努めたいと考えています。

Q 個別の公園緑地の整備内容は、今回決めないのか。

A 整備プログラムは、個別の公園緑地の整備内容ではなく、いつ事業に着手するかという時期をお示したものです。公園緑地の整備内容に関しましては、事業着手後、用地の取得状況に応じ、整備計画策定時に地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

Q 説明会を開催してほしい。

A 今後、都市計画の見直しの考え方と事業着手時期の目途について、説明会等を通じて関係権利者や地域の皆さまにご説明していきたいと考えています。

問い合わせ先

- 都市計画の見直しについて

住宅都市局 都市計画部 都市計画課

TEL：052-972-2714

- 整備プログラムについて

緑政土木局 緑地部 緑地事業課

TEL：052-972-2486